



活動報告

2008/09/03

【民主党 さいたま市議団】懲罰に関する会派の姿勢

本日、本会議にて、吉田一郎議員に対する懲罰が賛成多数で議決されました。

民主党・無所属の会さいたま市議団としての見解は以下の通りです。

今回、懲罰委員会で審査された案件は、6月定例会最終日、すなわち7月9日の本会議場で吉田一郎議員が議長のたび重なる制止にも関わらず発言を続けた事。そして、議長の退場命令にも従わずに演壇を占拠し続けた行為についてであります。

これは地方自治法第129条に規定する「議場の秩序を乱す」行為にあたることは明白であり、同第134条の規定により当然懲罰を科すべきものと考えます。

本件は「発言席の占拠」という直接行動で正常な議事運営を阻害したもので、他に例を見ない事案であり、いかなる理由があろうと到底許されざる行為と考えます。そのため現状ではさいたま市議会会議規則第154条に基づき、出席停止のうち最も重い処分である「出席停止7日間」の懲罰を科すことが適切と判断するものです。

平成20年9月3日
